

平 戸 市 監 査 公 表 第 104-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成28年10月11日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
文化観光部 文化交流課
- 第3 監査の期間
平成27年6月30日～7月1日 2日間
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

28平文第76号
平成28年6月2日

平戸市代表監査委員
戸 田 幾 嘉 様

平戸市長 黒 田 成 彦



定期監査における指導事項に対する措置状況について（報告）

平戸市監査公表第104号における指導事項に対する措置状況について報告します。

《指導事項》

1. 英国商館設置400周年記念事業

本事業は、すでに完結していることから、今後同様の事業において、事務委託の明確化に努め適切な事務処理に努めます。

2. 平成25年度大島伝統的建造物群保存修理事業（国費、県費）

年度ごと、事業別の綴りに必要な書類等ファイリングし保管します。

3. 文化振興事業について

補助金交付手続き事務については適正化に努めます。

4. 世界遺産登録推進コンサートについて

「平戸市準公金等取扱事務処理要領」に基づき事務の適正化に努めます。

5. その他の補助金等事務について

(1) 事業毎に完結するよう簿冊編てつに努めます。

(2) 各種書式には正確かつ詳細に記載するよう事務の適正化に努めます。

6. 各種事務処理について

(1) 旧観光資料館については本年度解体します。また、島の館の土地については適切に整備を行いました。

(2) 文化財指定台帳については指定経過等整理し適切な台帳管理に努めます。

(3) 公印については指摘のとおり廃棄届けにより適切に処理しました。

(4) 備品台帳については適正に整備を行い正確な備品管理に努めます。

(5) 文書管理システムにより適正な文書管理に努めます。

《意見》

1. 埋蔵文化財発掘・保存事業について

毎年の発掘調査により、出土品は増える一方でその管理保管については重要な案件と認識しています。今後、関係機関とも協議を進め対策を検討します。

2. オランダ商館1639年築造倉庫指定管理について

(1) 重要備品については、指定管理者とともに定期的に確認を行っています。

(2) 入館者数については、指定管理者と連携し、魅力ある企画展の開催や展示のリニューアル等を実施し、情報発信に努め入館者増に努めます。

《問い合わせ先》 平戸市文化観光部 文化交流課 野口
